

# 被 害 届

## 【趣 旨】

被害者は、動物愛護団体「アーク・エンジェルズ（以下AAと称す）」が求めた「ひろしまドッグぱーク」に残されていた犬の救助のために活動を行うその趣旨ならびに、その後のに賛同して、AAのロゴが入ったグッズ購入をおこない、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 代金\_\_\_\_\_円、を、「アーク・エンジェルズ 林 俊彦」名義の \_\_\_\_\_口座に振り込み、購入を行った。

しかし、平成21年4月23日、特定非営利法人アニマルレフュージ関西とAAこと林俊彦との間で係争されていた名称差し止め事件で、林俊彦は「アーク・エンジェルズ」の名称を、平成18年2月から違法と知りつつ、故意に私利私欲のためその事実を隠し、販売をしていたため、名称使用を全て差し止めるという判決が出た。

被害者は、林俊彦の違法性を知らず、また販売グッズを違法物品と知らず、当該品の購入したものであり、これは詐欺にあった疑いが濃い。

## 【事 情】

1. 平成18年6月に経営難のため、閉園した「ひろしまドッグぱーク」で、同年9月末に多数の犬が衰弱したまま、残され、同園での、犬の放置・虐待事件が発覚し大阪府都島に拠点を置く「アーク・エンジェルズ」（以下AAと称す）という愛護団体が犬の救助に入った。AAは救助のためと称して寄付金や、物資、会員登録、ボランティアなどを全国に募りテレビの取材にも積極的につとめ、この事件の世間一般に広まる経過となった。

2. 平成21年4月23日

原告：特定非営利法人アニマルレフュージ関西

被告：アーク・エンジェルズこと林俊彦

大阪地方裁判所 平成19年（ワ）第8025号 不正競争行為等差止等請求事件について以下の判決が出た。

①被告林はアーク・エンジェルズの名称を使用してはならない。

②アークとアーク・エンジェルズの名称は混同するものである。

③被告林はアークに対して110万円の損害を賠償する義務がある。

AAは故意に詐欺と知りつつグッズを販売し続けた事実が分かった。

3. 被害者はAAのHP及び、その支援者等の販売グッズは保護した犬のために使用されるという記事を見て、さらに支援が必要と思い、当該AAの物品を購入して、

\_\_\_\_\_銀行

\_\_\_\_\_支店

より次のように送金した

[振り込み日および金額]

\_\_\_\_\_

[振り込み口座]

\_\_\_\_\_

[口座名義]

アーク・エンジェルズ 林 俊彦

3. このような状況はボランティア活動や愛犬家の誠意をないがしろにする悪質な行為であり、被害者としては騙されたと考える。

以上の次第で被害届を提出し、当局による厳格なる調査をお願い致します。

添 付 資 料

1. 振り込み票・領収書・通帳コピーなど（購入事実）
2. 購入物品(物証)
3. 不正競争行為等差止請求事件判決文（詐欺の事実）
4. ネット記事およびブログ記事
5. その他

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

[被害者]

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

警察署御中